

特殊車両・過積載車両の合同取締り結果

の う こどもり

令和7年11月6日（木）に国道8号能生小泊駐車帯において、特殊車両・
過積載車両の合同取締りを糸魚川警察署と実施しました。

い と い が わ

取締りの結果は以下のとおりです。

今後も引き続き現地取締りを行うことで、道路構造物の保全や重大事故の
防止に努めてまいります。

【今回の合同取締りの結果】

取締り実施台数：3台 うち違反指導を行った車両：1台

（違反指導の内訳）

- ・道路法に基づく特殊車両取締り 措置命令（軽減措置） 1台
- ・道路交通法に基づく過積載車両の取締り 0台

お問い合わせ先

（特殊車両の通行に関すること）

国土交通省 北陸地方整備局 高田河川国道事務所

道路管理第一課長 諏訪部 宏文（すわべ ひろふみ） 電話 025-523-3136（代表）

（過積載に関すること）

新潟県 糸魚川警察署 交通課

交通課長 柳 昭平（やなぎ しょうへい） 電話 025-552-0110（代表）

「特殊車両」は通行確認または通行許可が必要です

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます。（道路法第47条第1項、車両制限令第3条）

「特殊車両」とは、道路法で定められている車両制限値を1つでも超える車両をいいます。

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5メートル
長さ		12.0メートル
高さ		3.8メートル（高さ指定道路は4.1メートル）
重さ	総重量	20.0トン（重さ指定道路は25.0トン）
	軸重	10.0トン
	隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1.8メートル未満 18.0トン※
		隣り合う車軸の軸距が1.8メートル以上 20.0トン
	輪荷重	5.0トン
最小回転半径		12.0メートル

これらの制限値を1つでも超える車両は特殊車両であり「通行確認」または「通行許可」が必要です！

※但し、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン

特殊車両を通行させる場合は、「特殊車両通行確認制度」または従来の「特殊車両通行許可制度」をご利用ください



無料でお試し検索！

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

HIDO 特車 で検索！

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ

TEL 0120-161-948



国土交通省

特殊車両通行の手続きは 早い・簡単・便利な 通行確認制度で！



(X運輸会社 A様)

急な輸送依頼にも
対応できるので、
荷主様にも大変
喜ばれています。



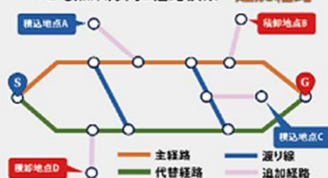
(Y建設会社 B様)

オンラインシステムは
操作も簡単だし、自動
で経路検索してくれる
ので助かります。

／こんな場合に特におすすめ！／

■ 固定ルートで途中で積込・積卸地点が多い

→2地点双方2経路検索+追加経路



元経路(S-G間主経路/代替経路の往復)にA-B間往復及びC-D間往復を追加した場合、許可制度の手数料は1,600円なのに対し、確認制度の手数料は1,000円！

取得済み経路に新たな積込・積卸地点を追加経路で結び、進行可能経路を取得

■ スポット的な依頼、急な依頼が多い

→都道府県検索+追加経路



元経路(S-G間往復)に新たにS-A, S-B, S-C, S-D, S-E間の経路が必要となった場合、許可制度の手数料2,400円に対し、確認制度は1,300円！

急な依頼でも都道府県検索で自動的に経路を取得し、必要に応じて追加経路でラストマイル取得

利用者様の声を取り入れて使いやすくなりました

- リフトアクスルトレーラの高速度道路の経路確認が可能に！
- 路線名称を正しく表示させることにより通行経路が把握しやすさUP！
- 走行時に携帯が必要な回答書一式の文書量を削減！
- スマホ・タブレット画面でも回答書一式を表示することが可能に！
- 令和6年春に対象経路を約16,000km拡大予定！（今後も対象経路を拡大していきます）

今後も使いやすいシステムに改善していきます！